

本ファイルは、「区画・再開発通信」1997年6月号「私の発言」欄に寄稿した短文の草稿です。現在現物が手元にないのですが、編集部のアドバイスに従って、掲載版では表題の「陥穽」を「落とし穴」に変更した以外、大きい修正はなかったと思います。

### <ある「公益」論の陥穽>

一八八四年、ドイツの一雑誌に、「公益」概念に関する論説が発表された。「公益」は、公法学にとって根幹的概念であるにも関わらず（あるいはそれ故に）、正面から議論されることは少ない。それ故、著者C.E.ロイトホルトは、殆どこの論文のみにより、学説史にその名を留めている。

彼の議論の第一の特徴は、「公益」＝「公的利益」を語るにあたり、あくまで「個人」から出発することにある。「利益」という以上、その本来の主体はひとりひとりの人間でしかありえない。そして、ドイツ語で「公的」を意味する"öffentlich"という言葉は"offen"（開かれた）から派生したものであり、「万人に開かれている」という意味をもつ。だから「公益」とは、「万人の利益」に他ならず、個人から切り離された「公益」などありえないというのが彼の主張である。

第二の特徴は、地域社会の重視である。「万人の」利益と言っても人類総体が問題になるわけではなく、地域社会の成員にとって重要であればそれは「公益」と呼べる。それに「国家」による承認は不要だと彼は論じるのである。

「すべて国民は、個人として尊重される」と高らかにうたっている憲法を持ちながら、必ずしも「個」を十分尊重するに至っていない社会に生きる者にとって、これは説得力を持つ主張である。「滅私奉公」の末路を見届けた後にこの憲法が制定されたことを思えばなおさらである。また、地方分権が緊急の課題である今、「地域」重視の視点には賛同が得られやすいだろう。

もう少し見てみよう。現実の地域社会には様々な利害対立があり、多数派と少数派の利害が一致しないこともある。その場合多数派の利益を「公益」とするよりない、「あらゆる国家は、その住民の総体または決定的多数が共同の利益として承認する諸目的にのみ奉仕すべき」だと彼は説く。

なるほど民主主義は、最終的に多数決に依拠するしかないかもしれない。それに、国民多数の利益に立脚して社会改革を成し遂げようという主張ならば、今日でもしばしば耳にするではないか。

だが、彼の議論はさらに進む。国民の一部階層の利害であっても、地域住民総体にとってそれが重要であれば「公益」である。即ち、問題の階層が国民の主要部分を代表している場合、また逆に、それが「他の国民の健全なあり方に不都合」な場合である。「ユダヤ人、ジ

プシー（註：原文のまま）、社会主義者、虚無主義者、イエズス会士等々に対しての、現代キリスト教社会の立場」が後者の典型であると彼は言う。もういけない。ここで「公益」は、少数派弾圧の道具になり果ててしまっているのである。

いったいどこで、彼はボタンをかけ違ってしまったのだろう。一つだけ指摘しておきたい。彼の論文には、「議論」の契機が見事に欠落している。「多数派」「少数派」それぞれの利害の率直な主張と公の場での討論を通じて少しでも良い解決を模索するという発想はおよそ見られない。

避け難い利害対立の中で、「公益」の名に値する決定が仮に存在するとすれば、それは「公共的＝公開された」("öffentlich")議論と公正な手続によってしかなされ得ない。それを忘れ、「住民多数の利害」を直ちに「公益」とみなす時、それは必然的に少数派への差別と抑圧に転化せざるを得ない。一一〇年以上前に書かれたこの論文は、今なお我々に、この苦い真理を教えてくれるのである。

角松生史（九州大学教員、行政法専攻）